

## 第7章

# 計画の進行管理



## I 計画の推進と進行管理

この福祉活動計画は、社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画に位置づけられた「雲南市総合保健福祉計画」と整合を図り、互いに補完・補強し合う民間による地域福祉活動の行動計画として策定しました。今後はこの計画に定める推進主体等との連携により計画を推進します。

また、この計画の性格から、雲南市が設置する「雲南市総合保健福祉計画専門部会」との連携を図り、行政の支援に基づく着実な計画の推進を目指します。

### 1 計画の推進

この福祉活動計画の概要をまとめたダイジェスト（要約）版を作成し、地域住民や関係機関等へ配布します。また、広報やホームページなどを通じてこの計画の周知を進め、積極的な参加と協力を働きかけていきます。

### 2 計画の進行管理

この福祉活動計画の進行管理は、市社協内に設置する雲南市地域福祉活動計画推進会議（以下「推進会議」という。）において行います。

この推進会議では、P D C A サイクルを基本として計画の推進・点検・評価を行うほか、多分野にわたる地域福祉課題の検討を行います。また、計画の見直しの必要性についても検討し、必要な場合には見直しも行います。

（図 7-1）

## II 計画の評価

この福祉活動計画に定める諸活動については、推進主体である市社協の各事業年度の事業計画に位置づけ実施し、その評価を行います。

### 1 評価のための目標設定の考え方

この福祉活動計画では実施事業ごとに行動目標を設定しています。これをしっかりと意識して実行していくことが、それぞれの実施事業で求められる成果につながっていきます。

成果目標は、実施事業の対象となる相手、地域、関係機関等ごとにその置かれている状況や求められる支援内容が異なってくることから、この計画を具体化し実施するための事業企画書や支援計画等の作成段階において、その対象に合わせて目指すべき成果の目標を設定するものとします。

### 2 プロジェクトチームによる目標共有と事業実施・事業評価

事業実施においてはプロジェクトチーム\*27を構成し、実施計画で設定した行動目標を踏まえた事業企画書等を作成します。そして、当該事業の実施で目指す成果目標を設定し、チームで共有の上その達成を目指していきます。事業実施後は事業報告書等を作成し、行動目標と成果目標に基づく評価を行います。

### 3 実施事業の評価

実施事業はP D C Aサイクルにより進行管理を行い、事業実施の結果を評価します。(図 7-1)  
この評価に基づき、推進会議においてそれぞれの実施事業の改善等にも取り組むものとします。

(図 7-1)

#### ◀ 事業年度ごとの活動計画の進行管理及び評価の流れ ▶

